



島根県報

平成16年 3月31日 (水)
号外 第 63 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

公布された条例等のあらまし

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第45号)

1 規則の概要

- (1) 地方税法及び島根県県税条例の一部改正等に伴う規定及び様式の整備
- (2) 関係規則の一部改正

次の規則の規定及び様式を整理することとした。

島根県収入証紙条例施行規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。ただし、軽油引取税に関する改正規定は平成16年 6月 1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第45号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則 (昭和51年島根県規則第16号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 9 節 狩猟者登録税 (第83条 - 第84条の 2)」を「第 9 節 削除」に、「第 2 節 軽油引取税 (第92条 - 第102条)」を「第 2 節 軽油引取税 (第92条 - 第102条)」に、「(第103条)」を「(第106条)」に改める。
第 3 節 狩猟税 (第103条 - 第105条) 」

第16条第 1 項及び第 2 項中「第700条の11の 2 第 1 項」を「第700条の14の 3 第 1 項」に改める。

第28条第 2 項中「、法第251条第 1 項」を削り、「法第700条の36第 1 項」の次に「、法第700条の64第 1 項」を加える。

第39条第 2 項中「又は法附則第35条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」を「、法附則第35条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の 4 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」に、「当該所得金額」を「これらの所得金額」に改める。

第 2 章第 9 節を次のように改める。

第 9 節 削除

第83条から第84条の 2 まで 削除

第102条の表第4号中「第56条の7第6項」を「第56条の7第5項」に、同表第5号中「第56条の7第7項」を「第56条の7第6項」に改める。

第103条を第106条とし、第3章に次の1節を加える。

第3節 狩猟税

(狩猟税の証紙徴収の方法等)

第103条 狩猟税の納税義務者は、狩猟者の登録を受けるときに、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年島根県規則第69号)第15条第1項に規定する狩猟者登録申請書及び同条第2項に規定する狩猟者変更登録申請書に島根県収入証紙を貼付しなければならない。

2 法第700条の52第1項第2号に該当する納税義務者は、その旨を証する市町村長の証明書を支庁長等に提出しなければならない。

(狩猟税の減免)

第104条 条例第73条の規定により狩猟税の減免を受けようとする者は、狩猟者の登録を受けるときに、狩猟税減免申請書(第201号の2様式)により、知事又は支庁長等に申請しなければならない。

(狩猟税の減免基準)

第105条 条例第73条第1号の規定に該当する者に対しては、天災その他これに類する災害によりその者(法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者及び同項第8号に規定する扶養親族を含む。以下この項において同じ。)が所有する住宅で、かつ、その者が居住するものにつき生じた損害金額が、当該住宅の価額の10分の5以上で、かつ、その者の前年中の法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第34条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第34条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの所得金額を含む。)が500万円以下である場合に限り、当該年度分の狩猟税額に次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める減免率を乗じて得た額に相当する税額を、当該年度分の狩猟税額から減額する。

区 分	減 免 率
法第700条の52第1項第1号の規定に該当する者	100分の55
法第700条の52第1項第2号の規定に該当する者	100分の100
法第700条の52第1項第3号の規定に該当する者	100分の100

2 条例第73条第2号の規定に該当する者に対しては、狩猟者の登録を受けるときにおいて生活保護法の規定により生活扶助を受けている場合に限り、当該年度分の狩猟税の全額を免除する。

第15号様式中「第700条の11の2第1項」を「第700条の14の3第1項」に改める。

第19号様式その1及びその2中「印影は緑色とする。」を削る。

第27号様式その7裏面の3を次のように改める。

3 課税免除及び減免

次のような不動産を取得した場合には、納期限までに課税免除(減免)申請書を提出した場合に限り税額の全部又は一部が免除(減免)される場合があります。

- (1) 公園、公民館など
- (2) 公共事業又は土地区画整理事業のために家屋の譲渡等をして、この家屋に代わるものとして建築した家屋
- (3) 被災した不動産に代わるものとして取得した不動産

第28号様式その1裏面中「狩猟者登録税・入猟税」を「狩猟税」に改める。

第68号様式その1中「滞納」を「未納の徴収金」に、「ちょう付して」を「貼り付けて」に改める。

第69号様式中「第4号」を「第5号」に改める。

第98号様式その 1 記載要領の10の(3)中「第18条第 6 号」を「第49条第 1 項第 6 号」に改める。

第169号様式を次のように改める。

第169号様式 削除

第201号様式その 2 の次に次の 1 様式を加える。

第201号の2様式 (第104条関係)

狩 獵 税 減 免 申 請 書

年 月 日		申 請 者	住 所	
島 根 県 知 事 (支 庁 長) 事務所長 様			氏 名	㊟
狩 獵 者 登 録 番 号		第 号		
狩 獵 者 登 録 申 請 年 月 日		年 月 日		
狩 獵 免 許 の 種 類		免 許		
年 度	年度分	税 額	円	
減免を受けようとする理由				

備考 この申請書には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

第202号様式から第204号様式までの様式中「(第103条関係)」を「(第106条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成16年 4月 1日から施行する。ただし、第16条、第102条の表及び第15号様式の改正規定は、平成16年 6月 1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の島根県県税条例施行規則の規定中狩猟税に関する部分は、この規則の施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(島根県収入証紙条例施行規則の一部改正)

- 島根県収入証紙条例施行規則(昭和39年島根県規則第58号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項を次のように改める。

2 県税

狩猟税

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年島根県規則第69号)の一部を次のように改正する。

様式第15号及び様式第16号中「^{狩猟者登録税}入 猟 税 納付書」を「^{狩猟税}入 猟 税 納付書」に、

網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの	網・わな猟免許	狩猟者登録税 10,000円	を
	第1種狩猟免許	入 猟 税 6,500円 計 16,500円	
網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外のもの	網・わな猟免許	狩猟者登録税 4,500円	を
	第1種狩猟免許	入 猟 税 6,500円 計 11,000円	
第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	狩猟者登録税	3,300円	に
	入 猟 税	2,200円	
	計	5,500円	

網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの	網・わな猟免許	16,500円	に
	第1種銃猟免許		
網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外のもの	網・わな猟免許	11,000円	に
	第1種銃猟免許		
第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		5,500円	

改める。

